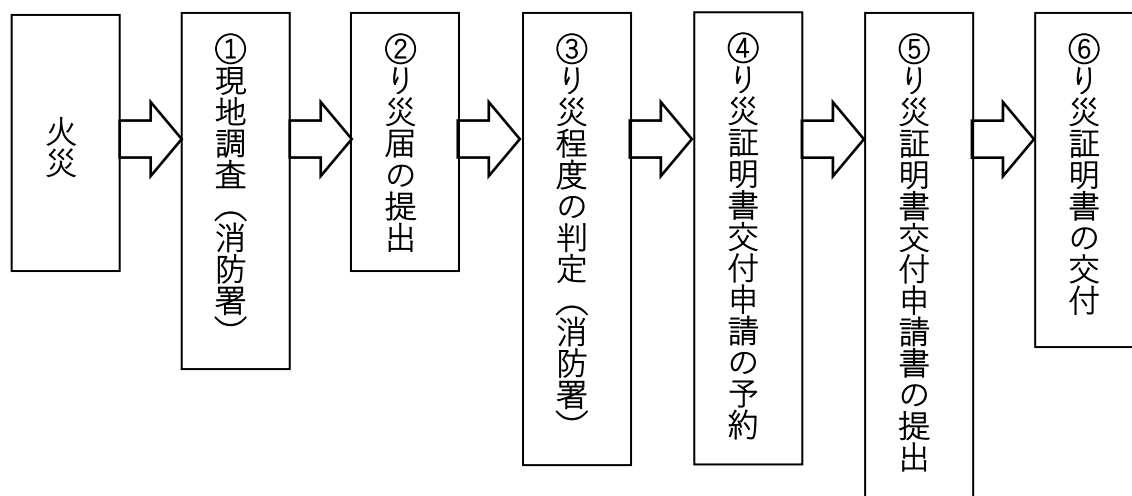


り災証明書の交付を希望される方へ

●り災証明書とは

り災証明書とは、火災で建物や家財に損害があった場合、り災程度（「全損全焼」「半損」等の被災の度合）を認定し、これを証明するものです。税の減免相談や保険会社に災害を証明する時、不動産登記の抹消などに必要となります。

●り災証明書交付までの流れ



①現地調査

消防署の調査員が、火災現場において、り災物件の確認、調査を行います。

②り災届の提出

り災者（所有者、占有者等）は、り災物件等の被害状況を「り災届」として消防署へ提出します。

提出先は、糸島市内の消防署（受付場所参照）いずれも可能です。

③り災程度の判定

現地調査と提出された「り災届」を基に、消防署がり災程度の判定をします。

り災程度の判定には、「り災届」の提出から2週間ほどがかかることから、緊急にり災証明書が必要な方は、り災程度を「調査中」として交付することも可能です。その場合は、提出先に「調査中」の記載で良いか確認のうえ、り災証明書交付申請の予約をして下さい。

④り災証明書交付申請の予約

「り災届」の提出から 2 週間ほどで、り災証明書が交付可能となります。り災証明書の交付申請に来られる際には、事前に電話予約をお願いします。

⑤り災証明書交付申請書の提出

り災証明書は糸島市消防署（本署）にて交付いたします。予約した日時に、警備課窓口までお越しください。また、その際には本人確認書類（免許証等）と手数料（1部につき 300 円）が必要となります。

⑥り災証明書の交付

手数料をお支払いいただき、り災証明書を交付いたします。

●受付時間

平日 8 時 30 分～17 時 15 分まで

●受付場所（糸島市消防署）

- | | | |
|----------|-------------------|-------------------------|
| ①本署（警備課） | 糸島市前原 1783 番地 1 | TEL 092-332-8028（警備課直通） |
| ②前原出張所 | 糸島市波多江 566 番地 4 | TEL 092-323-6555 |
| ③志摩出張所 | 糸島市志摩初 30 番地 | TEL 092-327-0119 |
| ④二丈出張所 | 糸島市二丈福井 2783 番地 2 | TEL 092-326-5550 |

※り災証明書の交付窓口は①のみとなります。また、②から④は出勤中で留守になる場合がございます。

●注意事項

り災証明書の交付申請者は、火災で建物や家財に損害を受けた所有者、管理者、占有者、担保権者、保険契約者です。

上記以外の方が申請をされる場合は「委任状」（任意様式）が必要となります。

●その他

「り災届」、「り災証明書交付申請書」、「委任状」は糸島市の公式ホームページ【消防本部 - 届出・申請】からダウンロードすることもできます。